

令和3年度医療勤務環境改善研修会を開催しました

本年度も、高知労働局、高知県及び当センターの主催、高知県医師会の共催による医療勤務環境改善研修会を10月23日(土)に開催しました。当日は、会場とライブ配信のハイブリッド方式で実施しました。オンデマンド配信の事前登録をされた方々に後日視聴していただき、合わせて63人のみなさまにご参加いただきました。

● 高知県健康政策部医療政策課からは、

令和6年4月から始まる医師の時間外労働の上限規制について、時間外労働が年960時間を超過する医師のいる医療機関は労働時間短縮計画で超過しない取組みを行っていく必要があること、また、時間外労働が年960時間以内の場合でもさらに短時間になるようにブラッシュアップが望まれることが示されました。今年度中にすべての医療機関で次のことを確認してほしいということです。

- ・医師の労働時間の正確な把握
- ・医師の36協定の締結の確認
- ・宿日直許可の取得の検討
- ・医師の兼業（医師が自主的に行っている場合も含む）の把握

なお、医師の勤務実態把握のための「時間管理のツール」が必要な場合は、センターにご連絡ください。

● 高知労働局労働基準部監督課からは、

医師の宿日直許可について、許可事例が紹介され、副業・兼業として宿日直のみに従事する医師も許可の対象であることが明示されました。また、宿日直中に救急・急変患者の診察といった通常と同様様の業務が稀にある場合も宿日直許可の対象となる可能性があることが案内され、医師の研鑽時間が労働時間に該当するかどうかについての考え方が示されました。

医師の研鑽と労働とに関する論点の整理

① 次のような業務上必須ではない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の明示・黙示による指示なく行う時間については、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。

研鑽の種類	例外事項
診療ガイドラインや新しい治療法等の勉強	診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なものは、労働時間に該当する。
学会・院内勉強会等への参加や準備、専門医の取得・更新にかかる講習会受講等	研鑽の不実施について就業規則上の制裁等の不利益が課されているため、その実施を余儀なくされている場合や、研鑽が業務上必須である場合、業務上必須でなくとも上司が明示・黙示の指示をしている場合は、労働時間に該当する。
当直シフト外で時間外に待機し、手術・措置等の見学を行うこと	見学中に診療を行った場合については、当該診療を行った時間は、労働時間に該当すると考えられ、また、見学中に診療を行うことが慣習化、常態化している場合については、見学の時間全てが労働時間に該当する。

(厚生労働省「第11回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料から抜粋・改変)

② いずれも、医療機関ごとに取扱いを明確化し、書面等で職員に周知すること、研鑽を行うことについて医師の申し出と上司による確認を記録すること、通常業務と明確に切り分けることが必要である。

● 特別講演

「医療機関における働き方改革：これまでの取り組みの成果と今後の課題」と題し、日本赤十字社医療センター第一産婦人科部長で、厚生労働省社会保障審議会医療部会の委員でもある木戸道子先生から講演をいただきました。高知県や高知労働局からの制度説明の内容も踏まえて、働き方改革は医療機関が避けて通れない問題であることを、所属の診療科で医師の時間外労働削減のために実際に行った事例を交えてわかりやすくお話いただき、受講者には意義深い研修となりました。なかでも、取り組みについて職員からアンケートをとって、それを基に評価をされているという点が、より良い職場環境の醸成として必要なことだと気づかされました。



● 参加者からは、「簡潔でわかりやすかった」、「医師の勤務に関する改正法令等、再度確認する機会となった」や「産婦人科という特殊性はあるものの色々なヒントをいただきました」等の感想をいただきました。



医師の働き方改革について、センターアドバイザーが訪問して説明しますので、気軽に問合せください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

